

2. 日本

(1) 教育制度

初等教育・中等教育に係る学校制度は、戦後は、小学校 6 年，中学校 3 年，高等学校 3 年の 6－3－3 制という単線系が基本となっている。小学校 6 年と中学校 3 年の部分が義務教育である。近年になって、中・高一貫の 6 年制の中等教育学校制度が創設され、徐々に増えつつあるが、まだ一部に留まっている。なお、中・高等学校は、教科担任制であるが、小学校は、学級担任制のため、小学校の理科の不得手な教員へ対応するため、近年は小学校と中学校の連絡を試みている市町村も見られる。(学校系統図参照)

これらの学校は、国，地方公共団体及び学校法人のみが設置できることとなっている。小・中学校は、ほとんどが市町村立学校であり、市町村にはその区域内の学齢児童生徒を就学させるために必要な小・中学校を設置する義務が課されている。

また、それぞれの学校の施設・設備，児童・生徒の学級編制，教員等の職員組織などについては、国の基準や標準が法規で定められており、例えば、学級編制は、小・中・高等学校全日制では 40 人が標準となっている。ただし、これは標準であり、都道府県によっては 35 人や 30 人の編制とすることもできるなど、地方の実情に応じて判断できる部分が多く認められている。

教育課程については、文部科学大臣が公示する学校種毎の学習指導要領に基づいて各学校が編成することとされている。学習指導要領は、総則，各教科，道徳（小・中のみ），特別活動から構成され、履修すべき教科（科目）の目標・内容・内容の取扱いが定められており、学校教育法施行規則による授業時数（単位）が記されている。学習指導要領は法的拘束力があり、教科書についてもその範囲内で記述する必要がある。

ちなみに、理数科目の授業時数，標準単位数（現行学習指導要領）は次のとおり。なお、諸外国と比較する際には、小学校第 1～2 学年は「生活科」の中に、また、中学校の「技術・家庭」，「保健体育」の保健分野の中に広い意味での理科の分野の内容が含まれており、各国により理科の範囲が異なることに留意する必要がある。

	第 1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
小学校（授業時間数）						
算数	114	155	150	150	150	150
理科			70	90	95	95
中学校（授業時間数）						
数学	105	105	105			
理科	105	105	80			

注：小学校の 1 授業時間は 45 分，中学校の 1 授業時間は 50 分。

高等学校（単位数）

数学 数学基礎 (2)，数学 I (3)，数学 II (4)，数学 III (3)，数学 A (2)，数学 B (2)，数学 C (2)のうち，必履修科目は数学 I 又は数学基礎 1 科目

理科 理科基礎 (2)，理科総合 A (2)，理科総合 B (2)，物理 I (3)，物理 II (3)，化学 I (3)，

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

化学Ⅱ(3)、生物Ⅰ(3)、生物Ⅱ(3)、地学Ⅰ(3)、地学Ⅱ(3)のうち、必修科目は、理科基礎、理科総合A、理科総合B、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、地学Ⅰのうちから2科目(理科基礎、理科総合A、理科総合Bのうちから1科目以上を含むものとする。)

注：1単位時間は50分、35単位時間の授業で1単位、卒業するためには、必修を含め、74単位以上の修得が必要。

(2) 義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

教科書は、学校において教育課程の構成に応じて組織・排列された教科の主たる教材として教授の用に供せられる児童・生徒用の図書であり、学校教育法により、学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないこととなっている。

2) 教科書の使われ方

学校段階や教科によって差はあるが、教科書は実際上も、主たる教材として使用されている。

(財)教科書研究センターの昨年の調査によると、「教科書だけ使う」と「教科書を主に使う」とした教師は、算数94%、数学79.6%、理科では小学校83.8%、中学校77%となっている。(他の教科については、国語では、小学校96.2%、中学校97.2%、社会では、小学校70.4%、中学校68.4%、中学校英語では90.8%となっている。なお、前述の使われ方以外の使い方は、「教科書とその他の教材が半々」、「教科書をところどころ使う」である。)

なお、授業で使用する教科書以外の学習帳、問題集、解説書などの副教材は、使用する各学校から所管の教育委員会に届け出あるいは承認が必要とされている。

3) 教科書検定制度

教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認める制度であり、文部科学省に置かれている教科用図書検定調査審議会で審査し、その答申に基づいて行われている。審議会は、大学教授や小・中・高等学校の教員等から選任された委員、臨時委員、専門委員から構成されている。審議会においては、学習指導要領及び教科用図書検定基準に基づき、委員自らの調査に加え、文部科学省の常勤職員である教科書調査官や専門委員から報告された調査結果を総合して適正かつ公正に審査され、適切か否かを判定し、文部科学大臣に答申する。文部科学大臣はこの答申に基づいて合否の決定を行い、その旨を申請者に通知する。

ただし、審議会において、必要な修正を求め、その後に再度審査を行うことが適当であると認める場合には、合否を保留して検定意見を通知し、申請者が検定意見に従って修正した内容について、審議会が再度審議し、合否の決定を行うこととなる。

教科用図書検定基準の内容は、例えば、学習指導要領に示す事項を不足なく取り上げて

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

いること、学習指導要領に照らして不適切なところや児童生徒が学習する上で支障を生ずるおそれのあるところはないこと、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていないこと、全体の分量・配分や相互の関連は適切であること、誤りや不正確なところや相互に矛盾しているところはないこと、表記は適切であって、不統一はないこと、などである。

なお、検定は4年周期で行われているが、検定後であっても、誤記、誤植や客観的な事情の変更に伴い、明白に誤りとなった事実の記載を発見したときや学習を進める上で支障となる記載、更新することが適切な事実の記載などについては、随時文部科学大臣の承認を受けて訂正できることになっている。

教科書発行者は、通常、教科書に準拠した教師用指導書を作成している。これは、かつては赤本と言われ、教科書の中に教師の教室での指導のポイントが赤字で記述されたものであったが、現在のものは、冊子だけでなく、CD-ROMも利用して、多くの関連情報や周辺情報が記述されており、教師が授業を進める上で大変参考になるものとなっている。ただし、価格がかなり高いため、学校の予算では一冊程度しか買えない状況と言われている。

4) 採択

教科書の採択の権限は、公立学校にあつては、所管の教育委員会、国立・私立学校にあつては、校長である。なお、義務教育諸学校の教科書については、都道府県教育委員会が、教員や学識経験者らから成る教科用図書選定審議会を設置して採択の対象となる教科書について調査・研究して採択権者に指導・助言・援助を行っている。また、市町村立小・中学校の教科書については、都道府県教育委員会が市町村の意見を聞いて市・郡の単位で採択地区（平成20年1月現在591地区）を設定し、地区内の教育委員会が共同して種目（教科）ごとに同一の教科書を採択することとなっている。

5) 有償／無償，給与／貸与，定価

我が国では、昭和38年度以来、憲法に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する制度として、義務教育教科書の無償給与を実施している。この制度は、次代を担う児童生徒に対する国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担の軽減にも資している。

教科書無償給与の対象となるのは、国・公・私立の義務教育諸学校の全児童生徒の使用する全教科の教科書である。

なお、教科書の定価は、小・中・高とも教科書発行者が、文部科学省が定めた種目別、学年別の最高価格の範囲内で、申請して認可を受けることとされている。平成20年度使用教科書1冊当たりの平均単価は、小学校337円、中学校484円、一学年当たりの教科書費は、小学校3,091円、中学校4,477円となっている。

(3) 義務教育以後（高等学校）の教科書

教科書の法的位置づけ、教科書の使われ方、教科書検定については、義務教育と同様である。

高等学校の教科書の採択については、公立高校は所管の教育委員会、国立・私立高校は校長が行う。

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

高等学校の教科書は有償であり、平成 20 年度使用教科書の平均単価は、743 円で、一学年当たりの教科書費は、普通科（全日制）で 5,626 円、職業科（全日制）で 6,907 円となっている。また、高等学校については、(4) 2) で説明するような教科書発行者の指定制度はない。

なお、大学入試制度については、昭和 54（1979）年度から国公立大学について、共通一次試験（5 教科 7 科目）が実施され、それまで批判されていた難問・奇問を排した良質の出題により、高等学校段階の基礎的な学習の到達度を判定できるようになったが、その反面、国公立大学の序列化や各大学個別の二次試験と合わせ過重負担、更には、私立大学の難問・奇問はなくなっていないという批判を招いた。その反省や臨時教育審議会の答申も踏まえ、平成 2 年度入試から共通一次試験に代えて、国公立大学だけでなく、私立大学も利用できることとするとともに、利用する教科・科目や配点を各大学が自由に決定できる大学入試センター試験が実施されることとなった。平成 22 年度入試では、すべての国公立大学、490 私立大学、169 の公私立短期大学が利用することとなっている。また、出題は、高等学校学習指導要領を踏まえるだけでなく、出題内容についても、すべての教科書をチェックして作成している。

(4) その他

1) 教科書の体様

教科書の体様は、児童生徒の学習活動や身体的な発達に配慮して、負担にならない重さ、児童生徒が見やすい文字の大きさ・形や色、書き込みをしても破れない強さ、学校の机や鞆の大きさなどの観点から考えられているものである。また、教科書の用紙は、強度、印刷時の再現性、目に優しい色合い、裏写りしないことなどに配慮して特別に作られるとともに、環境に配慮して古紙を配合した再生紙を使用している。

体様については、かつては(社)教科書協会が、判型、ページ数、色刷り、文字の大きさ、紙質などに関して「体様のめやす」を示し、教科書発行者がそれを遵守することにより各発行者似通ったものとなっていたが、平成 11 年度以降は「体様のめやす」が廃止されたので、各発行者においては、定価の範囲内で、大判化、カラー化がなされ、最近では発展的な学習内容のページ数増なども進めている。なお、大判化、カラー化に伴う紙質のアップなどにより教科書が重くなり、児童生徒の身体的負担が増えたという指摘もあり、また、過度なカラー化については疑問の声も出ている。

2) 教科書発行者

義務教育諸学校の教科書は、安定的に発行する必要があることから、文部科学大臣の指定を受けた発行者に限り発行できることとなっている。(平成 20 年度で 19 社)

3) 教科書供給業者

教科書の円滑な供給のため、発行者と学校の間には、教科書・一般書籍供給会社(53 箇所)、教科書取扱書店(3435 箇所)が入って過不足なく、確実に供給されている。なお、このような体制は、諸外国には見られない我が国独自のものである。

(5) 学習指導要領の改訂と最近の教科書をめぐる動向

1) 学習指導要領の改訂

平成 10 年改訂の学習指導要領（小・中学校は平成 14 年度実施，高等学校は平成 15 年度から学年進行で実施）は、「生きる力」をはぐくむことを理念に，既存の教科の内容や時間を減らし，総合的な学習の時間を設けるなどの改訂を行った。しかし，学習指導要領の中に，「〇〇は扱わない」，「〇〇にとどめる」などのいわゆる歯止め規定が多くあったため，学習の進んでいる子供に対しても，より発展的な内容は教えられないととられるような内容となっていた。そこで，文部科学省は，平成 14 年に大臣談話「学びのすすめ」を出し，発展的な学習に取り組むよう促し，平成 15 年には歯止め規定の記述の見直しをする学習指導要領の改訂を行った。

その後，平成 18 年に教育基本法の改正，19 年に学校教育法の大幅な改正があり，それを踏まえて，社会の変化や現行学習指導要領の進行状況を考慮して平成 20 年に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い，小学校は平成 23 年度から，中学校は平成 24 年度から実施することとしている（一部は移行措置として平成 21 年度から実施。理数補助教材を 21 年 3 月に作成・配布）。

その基本的な考え方は，

- 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ，生きる力を育成
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- 道徳教育や体育などの充実により，豊かな心や健やかな体を育成

であり，教育内容の改善事項としては，

- ・言語活動の充実
- ・理数教育の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・外国語教育の充実

として，教科の授業時数を増加させている。また，歯止め規定は廃止し，発展的な学習を実施しやすくしている。

「理数教育の充実」に関しては，

算数・数学は，スパイラルによる指導の充実，台形の面積（小），二次方程式の解の公式（中）などの必要な内容の充実，知識・技能を実際の場面で活用する活動などの充実，

理科は，小・中学校を通じた内容の一貫性の重視，人の体のづくり（小），イオン，遺伝の規則性，進化（中）など必要な内容の充実，観察・実験の結果分析や科学的な概念を使用・説明する学習活動の充実，日常生活や社会との関連を重視を明示した。

授業時間については，小学校算数第 1～6 学年で 869 時間→1011 時間，理科第 3～6 学年で 350 時間→405 時間，中学校数学 315 時間→385 時間，理科 290 時間→385 時間と増加している。

高等学校についても，平成 25 年度から実施する新学習指導要領が平成 21 年 3 月に告示された。その中で，数学，理科の科目の種類及び必修科目については，

数学 数学 I (3)，数学 II (4)，数学 III (5)，数学 A (2)，数学 B (2)，数学活用 (2)のうち，必修科目は数学 I（2 単位まで減可）

理科 科学と人間生活 (2)，物理基礎 (2)，物理 (4)，化学基礎 (2)，化学 (4)，生物基礎

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

(2), 生物(4), 地学基礎(2), 地学(4), 理科課題研究(1)

上記の科目のうち、必履修科目は、科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎及び地学基礎のうちから 2 科目（うち 1 科目は科学と人間生活とする。）又は物理基礎、化学基礎、生物基礎及び地学基礎のうちから 3 科目

*（ ）内は標準単位数を示している。

となっている。

2) 最近の教科書をめぐる動向

平成 14 年の「学びのすすめ」による発展的な学習を実現するため、文部科学省は、教科用図書検定基準を改正して、教科書発行者に対し、教科書に発展的な学習内容を記述することを可能にした。

しかし、その後、各種調査や教科書発行者の要望などにおいて、発展的な学習だけでなく、補充学習や繰り返し学習などの記述を加えることにも対応できるよう、検定基準の改正を求める声が高まった。また、政府の教育再生懇談会は平成 20 年 12 月に教科書充実に関する提言をまとめた。その内容は、

- ・ 自学自習にも適した丁寧な記述、練習問題や文章量の充実、
- ・ 発展学習・補充学習に関する記述の充実、教科書観の転換（教科書に書かれていること全部を教える必要はないとする考え方）、
- ・ 実生活や実社会との関連など興味、意欲を高める記述の充実、

という方向性のもと、教科書の中身の充実に見合うページ数が必要であり、例えば、国語、理科、英語は 2 倍増を目指すなど教科書の充実のための条件整備を行うとした。その上で、

- ・ 発展・補充学習の分量制限の撤廃など、教科書検定の審査基準等の見直し
- ・ 教科書の充実に見合う教科書予算の充実

などを提言している。

文部科学省においては、教科用図書検定調査審議会の「教科書の改善について」の報告に基づき、教科用図書検定基準について、

- ・ 発展的な学習内容の量的な上限を設けない
- ・ 補充学習や繰り返し学習等の記述の充実を図るため、「程度が低すぎるところはない」、「他の教科の内容と不必要に重複しているところはない」という抑制的な規定を廃止する
- ・ 算数・数学については、算数的活動・数学的活動を取り上げるよう規定を加える
- ・ 理科については、日常生活や社会との関連を重視した内容について、適切な配慮が行われるよう規定を加える

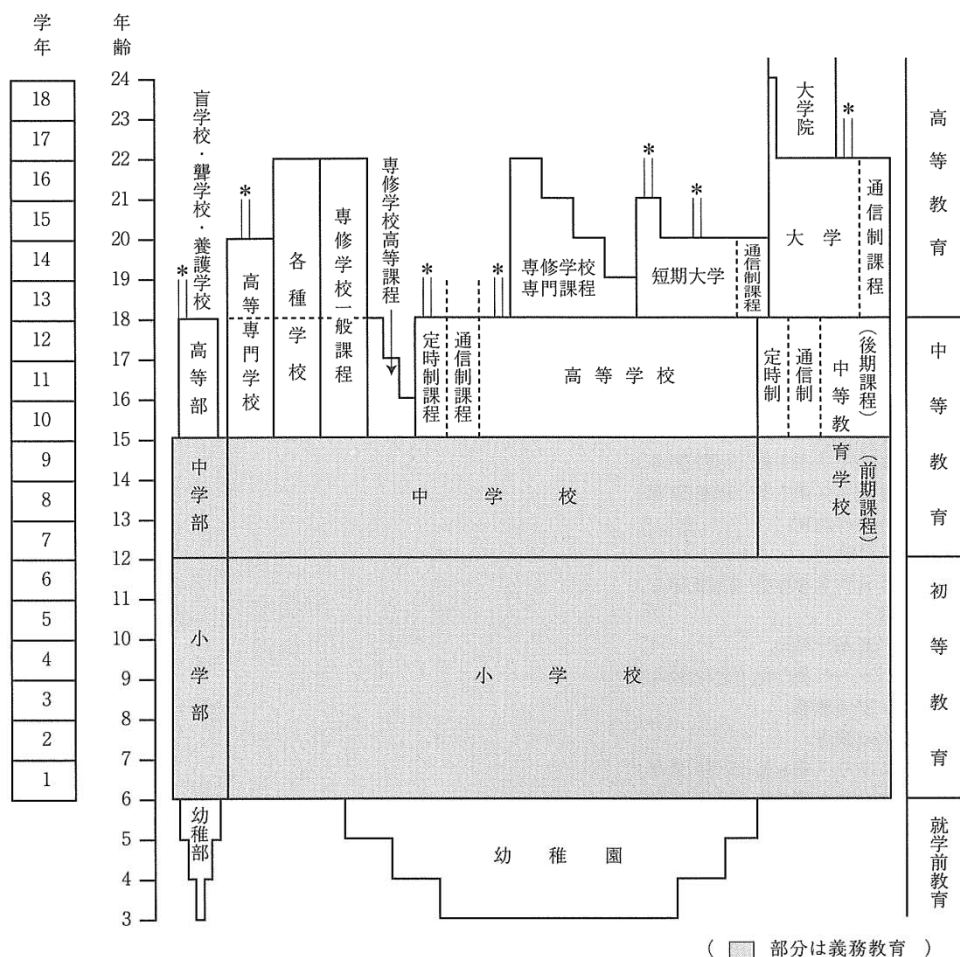
などの改正を 3 月に行い、平成 21 年度検定から適用することとした。

この改正は、従来の我が国の教科書（教師が教えるための教材として、基本的な事柄が中心に記述されている薄い教科書）から、児童・生徒が自ら進んで学習するための学習材としての性格を重視した欧米に見られるような分厚い教科書も許容するものである。現場教員の教科書に対する要望や小・中学校については無償措置に係る予算の制約などを考慮すると、教科書発行者も直ちに大きく変えることができるかどうかについては、不透明なところをなしとはしないが、今後、体様も含めて我が国の教科書観を変えるような多様な

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

教科書の出現が期待できるものである。

日本の学校系統図



*印は専攻科を示す。

高等学校，中等教育学校後期課程，大学，短期大学，盲学校・聾学校・養護学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

(出典：文部科学省『諸外国の教育動向 2007年度版』(明石書店，2008.8))

(伊勢呂裕史)